

物価高騰対策

「令和8年度発行」

吉野町

吉野町地域振興券 使えるお店 募集します



このたび吉野町では、物価高騰対策として「吉野町地域振興券」を発行します。物価高騰対策に加え、町内消費の促進も目的とします。

つきましては、使用できる商店を募集しますので、ご登録くださいますようお願い申し上げます。

1. 事業概要

名称	吉野町地域振興券
発行者	吉野町役場（産業観光課）
発行額	総額 約1億4,000万円
発行内容	町民1人あたり 25,000円分の商品券を書留郵便にて配布 *発行総数：約5,600冊（1冊に1,000円券を25枚綴り）
使用期間	令和8年4月下旬～令和8年12月31日
注意事項	以下のものには使用できません。 ・出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・水道料金、医療費、保育料等） ・換金性の高いものの購入（有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等） ・たばこ（加熱式たばこを含む）の購入 ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入 ・不動産に関わる支払い（土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料等） ・現金との換金、金融機関の預け入れ等

2. 参加店募集概要

使えるお店の募集期間	令和8年2月25日（水）～3月13日（金）
募集対象	吉野町内で営業をしている店舗（タクシー業・サービス業・寺社等を含む） *「使用可能店舗一覧表」を作成するため、複数の店舗を有している方は個別に申込書の提出をお願いします。
参加負担金	なし
申請方法	参加申込書（裏面）に必要事項を記入のうえ、吉野町商工会に持参（土、日、祝日除く）いただくか、郵送あるいはFAXでお申し込みください。
申込先	〒639-3114 吉野町大字丹治163番地の1 吉野町商工会 宛 FAX番号 0746-32-8317

※過去にプレミアム付き商品券に登録いただいた事業所につきましても、改めて登録をお願いします。
※吉野町商業協同組合加盟店は、全店登録させていただきますので、個店による申し込みは必要ありません。

【ご注意】吉野町商業協同組合は、吉野町商工会とは別の組織になるため吉野町商工会会員が必ずしも吉野町商業協同組合加盟店とは限りません。
今一度ご確認いただき詳細は吉野町商工会（TEL.32-3244）にお問い合わせください。

3. お問い合わせ先

吉野町役場 産業観光課 TEL.32-3081 IP電話 .39-9066
吉野町商工会 TEL.32-3244 FAX.32-8317

令和8年度発行「吉野町地域振興券」
参加店申込書兼誓約書

●事業所について

ふりがな			
事業所名又は法人名			
ふりがな			
事業主氏名 (法人の場合は代表者名)			
住所(事業所所在地)			
T E L		F A X	
ふりがな		主取扱品目	ふりがな
参加店舗一覧表に 記載する店舗名 および主取扱品目	店舗名		担当者
業種区分 〔業種分けしますので 当該項目の番号に○印を お付けください。〕	① 飲食 ② 宿泊 ③ 食品 ④ 日用雑貨 ⑤ 燃料 ⑥ クリーニング ⑦ 理容・美容 ⑧ 整備 ⑨ 薬 ⑩ サービス ⑪ その他		

※店舗名、主取扱品目については、参加店舗一覧表に記載する品目です。

●誓約書

- 一、商品取引なく地域振興券の換金を行いません。
- 二、地域振興券を使用できない商品に対して、地域振興券での支払を受け付けません。
- 三、地域振興券の再流通を致しません。
- 四、地域振興券の偽造・悪用・乱用を致しません。
- 五、地域振興券を紛失・毀損した場合は全て自己責任とします。
- 六、地域振興券使用店舗の申請を行い、真にやむ得ない事情がない限り辞退しません。
- 七、地域振興券の利用に際して、消費者からの苦情や紛失が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 八、地域振興券の取扱に関して、商工会からの改善・要請が合った場合には従います。
- 九、店舗名・主な業種の公表(チラシ等の掲載)について同意します。
- 十、登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行なう者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行なう者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合など運営する者」。「特定の政治団体と関わる店舗」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

私は、以上のことに遵守することを誓約し、参加店登録いたします。

令和8年 月 日

氏名(代表者)

印

- 換金については、所定の請求書に振込先を記入して下さい。(但し、南都銀行上市支店及び新子出張所に限る)

※ 個人情報の取扱いについて

登録申請書に記載された個人情報については、この地域振興券事業に関する業務の範囲内でのみ、利用・管理・保管されます。